

第2次 吉賀町行財政改革プラン

住民参画と協働による質の高い行政サービスを目指して

平成22年2月
吉賀町

目 次

はじめに	1
第1章 第2次行財政改革の基本的な考え方	1
1 これまでの取り組み	1
2 財政環境	2
3 行政を取り巻く環境	5
4 年代別職員数の状況	6
5 吉賀町の人口推計	7
6 基本目標と理念	8
第2章 改革のための五つの視点	10
視点1 情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革	10
(1) 情報の共有化と説明責任	10
◇積極的な情報公開と説明責任の徹底	10
(2) 住民参画・協働の推進	10
◇住民と行政の役割分担の明確化	10
◇住民の生命と財産を守る危機管理体制の強化	11
視点2 事務事業の大幅な見直しと民間活力による改革	11
(1) 事務事業の見直し	11
◇事務事業の評価・仕分け	11
◇事務事業の効率化	11
(2) 民間活力の活用	12
◇民間委託の推進	12
視点3 人材育成を定着させる改革	12
(1) 人材育成	12
◇職員研修の充実	12
◇人事評価システムの検討	12
視点4 組織機構の見直しと定員適正化の改革	13
(1) 組織機構の見直しと定員管理、給与の適正化	13
◇組織機構の見直しと定員管理、給与制度の適正化	13
◇へき地保育所及び小中学校、給食調理場のあり方を検討	14
視点5 財政の健全化	15
(1) 財政基盤の確立	15
◇財政健全化の推進	15
◇資産・債務改革の推進	15
◇連結対象団体の健全化	16
◇自主財源の確保	16
参考	17

はじめに

吉賀町では、平成18年1月に平成21年度を最終年度とする吉賀町行財政改革大綱を制定し、それに基づく集中改革プランの実施に取り組み、一定の成果を得たところです。財政の面においても、当初の非常に厳しい見込みから、交付税の増加や取り組んできた行財政改革が功を奏し、予断を許さないなかでも安定した財政運営を行っています。

しかし、吉賀町を取り巻く将来の環境は大きく変化し、厳しい財政運営を余儀なくされることは必然であり、安定している今だからこそ、規律ある行財政経営を確立することが急がれます。

そのため、庁内に行財政改革策定会議（以下「策定会議」）を設置し、中長期的な見通しにたち、大綱の見直しを実施し、必要な改革事項の再検討を行い、平成22年度からの第2次吉賀町行財政改革プランを策定したところです。策定会議は30歳代から40歳代前半の若手職員10人（巻末に氏名記載）で構成し、将来の吉賀町のあるべき姿を熱心に議論してきました。その結果として、基本的にはこれまでの取り組みを継続しつつ、新たな課題にも取り組み、吉賀町の将来像を実現させるための第2次行財政改革プランとなっています。このプランは住民の皆さんに吉賀町が抱える現実と、それに対する行財政改革の取り組みを明らかにするとともに、町職員一人ひとりが自ら原動力となって、吉賀町の将来像である「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」の実現を目指す取り組みの指針とするものです。

なお、このプランは5年を目途として取り組むべきものを明らかにしたものです。

第1章 第2次行財政改革の基本的な考え方

1 これまでの取り組み

吉賀町は、平成17年10月1日に誕生しました。

合併後、本町を取り巻く厳しい財政状況や社会情勢の変化等に対応するため、平成18年1月に「住民とともに進める地域経営」「財政の健全化」「合併による課題の解消」の3点の改革を目指して吉賀町行財政改革大綱を策定しました。

さらに、この大綱に基づき、125項目の実施計画（集中改革プラン）を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間、全庁をあげて取り組みを進めてまいりました。

毎月、行財政改革本部会議を開催し、取り組み実施項目ごとに進行管理を確認し、年度末において実施結果と次年度の計画を整理してまいりました。その結果、平成21年度半期現在で、125項目中100項目が達成若しくは概ね達成となっており、達成率は80パーセントとなりました。反面、3割以下の低達成数は14項目で、その率は11.2パーセントです。この主な理由は改善環境の醸成がなされていなかった、または社会情勢から実施には至らなかったというものです。

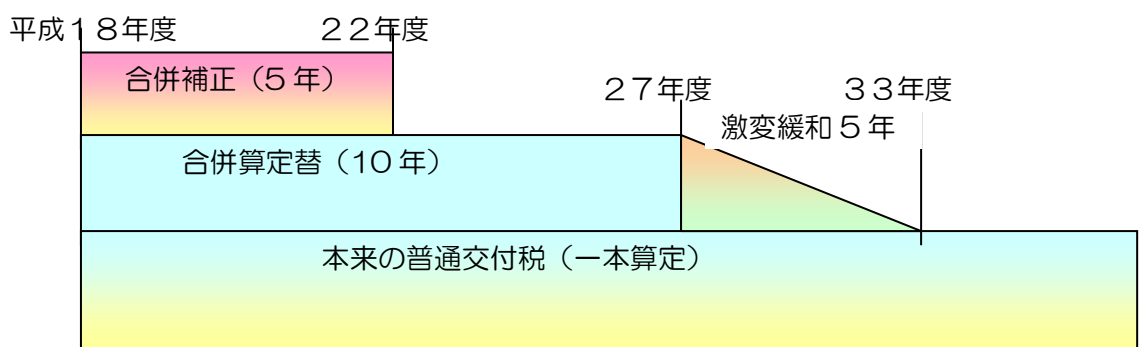
2 財政環境

今後、基礎的自治体として市町村の業務は質量ともに拡大する見込みであり、とりわけ財政においては次のような要因で大きく変化することが想定されます。

	項目	想定される主な減少要因	想定される主な増化要因
歳入	地方税	生産年齢人口減による税込減	
	地方交付税	人口減	
歳出	人件費	職員数減	退職手当増
	物件費	発注見直し	委託管理による経費増
	補助費	算定根拠見直し	地域医療対策費増、一部事務組合負担金増
	扶助費		高齢者、低所得者増
	公債費	繰上償還等	建替え、改修費による地方債増
	繰出金		特別会計経営悪化による繰出

市町村合併における普通交付税の推移イメージ

- ◆ 平成23年度から普通交付税の縮減が始まり、平成33年度から本来の算定額になる見込みです。
- ◆ これに併せて歳出を縮減することは相当な困難が予想され、縮減が始まる前に規律ある行政経営体制を確立することが求められます。



平成18年度 32億91百万円	合併補正 27百万円	合併算定替 2億17百万円	一本算定 30億47百万円
平成21年度 31億94百万円	合併補正 27百万円	合併算定替 3億6百万円	一本算定 28億61百万円

平成17年度の第1次吉賀町行財政改革大綱策定時点では、長引く景気低迷に加え、平成16年度から実施された「三位一体改革」による国庫補助負担金や地方交付税の削減などにより、自主財源に乏しい本町の財政状況は極めて厳しい状況にありました。当時の中期財政計画においては、計画期間10年間を通じて収支不足が生じる見込みとなっていました。

その後、「三位一体改革」は一応の収束を迎え、平成20年度からは地方再生対策費などにより交付税総額が増額に転じました。さらに、平成21年度、22年度の2カ年は「生活防衛のための緊急対策」として別枠で増額がされています。また、第1次行財政改革に伴う集中改革プランの取組みによる効果もあり、財政状況は財政指標も含め着実に改善しつつあります。(表1)平成21年度中期財政計画においては、向こう10年間は実質収支に収支不足が生じない見込みとなっています。

しかしながら、歳入の根幹である町税収入については、人口減少等も影響し今後も好転は見込めません。さらに歳入の約60パーセントを占める地方交付税についても、合併後10年を経過する平成28年度から5年間で段階的に減少していくこととなります。平成33年度には一本算定に完全移行することで、合併算定替に比べ2億44百万円の減額が見込まれており、現行のままでは収支不足に陥り、積立金の取崩しで対応する大変厳しい財政環境となることは必至です。(表2)

このように、今後の財政見通しについては、決して楽観できない状況にあり、将来を見据えた構造的収支改善に向けた取り組みと、経済状況の変動等にも耐えうる基盤の強化が求められています。

(表1)

単位(パーセント)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収支比率	97.9	93.2	91.4	87.8	91.5
実質公債費比率	19.4	23.2	23.0	20.7	17.5
地方債現在高比率	322.9	282.4	255.9	232.0	214.6
積立金現在高比率	36.6	34.2	33.5	39.2	44.5

単位(パーセント)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収支比率	89.0	91.2	87.6	86.7	85.6
実質公債費比率	15.8	14.6	12.5	10.9	9.5
地方債現在高比率	198.9	212.5	222.4	214.5	206.4
積立金現在高比率	48.9	59.2	68.4	70.8	76.9

※平成21年度 中期財政計画により作成

※比率の健全ライン 経常収支比率 75パーセント未満 実質公債費比率 18パーセント未満

地方債現在高比率 200パーセント未満 積立金現在高比率 50パーセント以上

(表2)

単位(百万円)

	平成20年度	平成25年度	平成28年度	平成31年度	平成33年度
地方税	586	534	511	491	483
地方交付税	3,560	2,973	2,697	2,488	2,304
その他	1,795	1,883	1,915	1,266	1,195
歳入合計	5,941	5,390	5,123	4,245	3,982
人件費	932	896	876	891	866
公債費	1,538	981	786	716	654
その他	3,158	3,154	2,923	2,575	2,462
歳出合計	5,628	5,031	4,585	4,182	3,982
実質単年度収支	201	252	222	△44	△175
歳入不足による基金取崩額	0	0	0	0	175

※平成21年度 中期財政計画により作成

※実質単年度収支・・・単年度収支の中には、実質的な黒字要素（基金積立金）と赤字要素（地方債繰上償還）が含まれており、これらを控除したものを実質単年度収支という

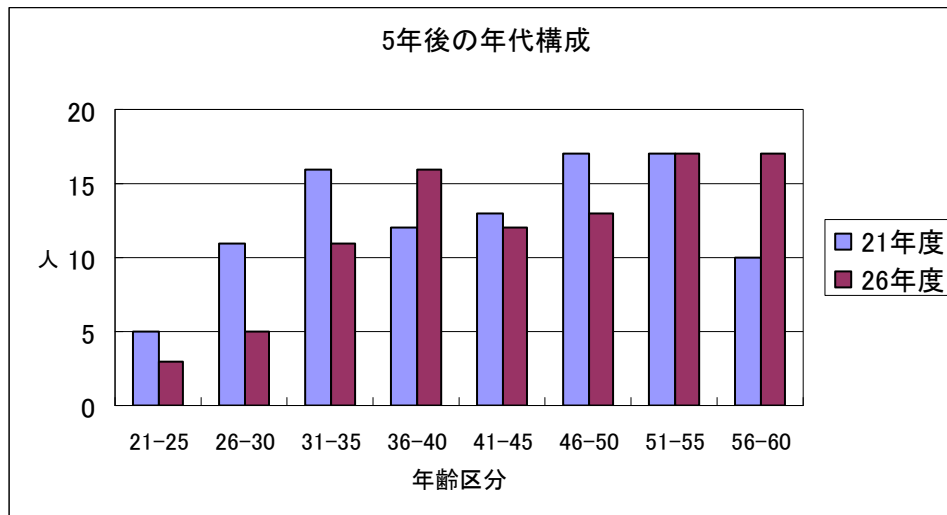
3 行政を取り巻く環境

吉賀町を取り巻く環境は大きく変化し、当分はこのような傾向が続く可能性が高いと思われま

取り巻く環境	内容	想定される影響
地方分権の推進	◇権限移譲	◆業務量増 ◆裁量増
経済情勢	◇経済状況悪化 ◇雇用減	◆税収減 ◆扶助費増
人口減少・少子化	◇生産年齢人口の減少 ◇子どもの数の減少	◆税収減 ◆交付税減 ◆子育て支援費増 ◆保育、児童関連施設見直し
高齢化	◇高齢者人口の増	◆扶助費増 ◆公共交通、防災対策増 ◆地域の担い手減
医療・福祉対策	◇地域医療対策 ◇福祉施策	◆医療対策費増 ◆扶助費増
環境対策	◇温暖化施策	◆水質、森林保全対策費増 ◆省資源対策費増 ◆循環型産業推進
施設老朽化	◇昭和40～50年代に建てた施設の更新時期到来	◆修繕費増 ◆更新経費増 ◆利用者減

4 年代別職員数の状況

- ◆ 職員数は平成26年度当初で94人と推計され、平成21年度当初より7人の減員になります。
- ◆ 現在51歳以上の職員は全体の26.7パーセントですが、5年後は36.1パーセントになり、しかも56歳以上の年代が18.0パーセントを占め、職員の高齢化を迎えます。
- ◆ 限られた人材を有効に活用する体制を構築する必要があります。



注) 3人退職、1人採用として推計すると、一般職は21年度96人→26年度90人
技能労務職は5人→4人

考えられる対応策

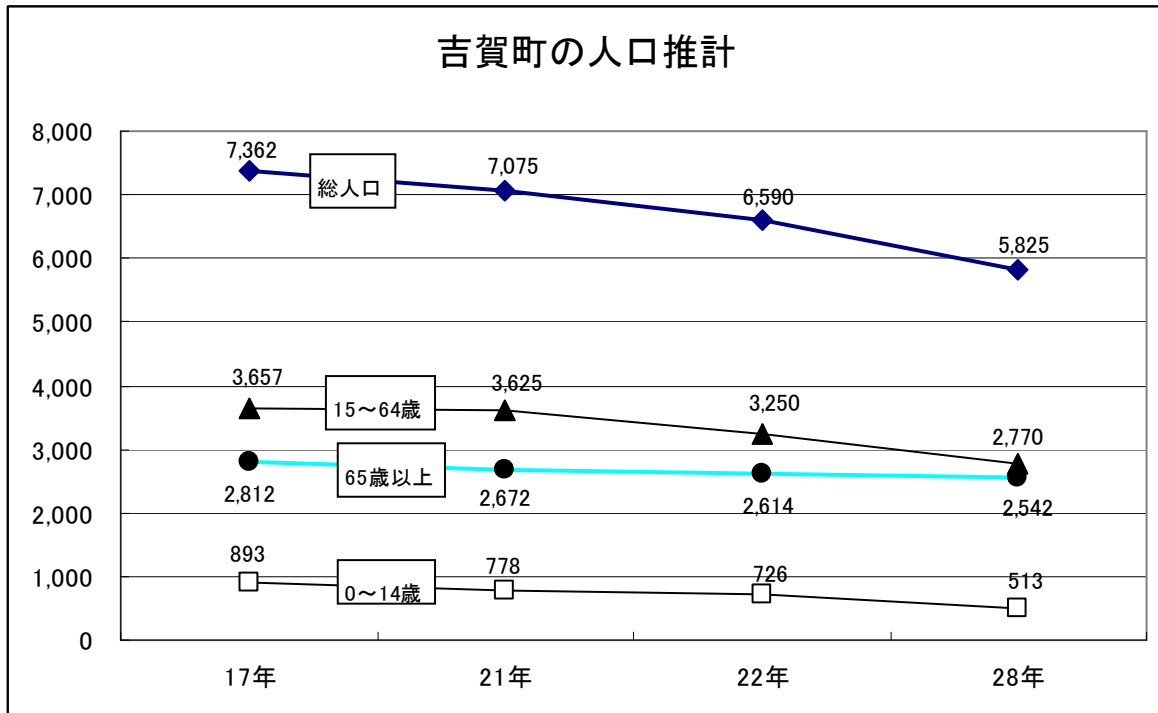
1. 職員及びチームの能力向上、多能化
2. 事務事業の選択と集中（見直し、効率化、縮小、削減）→ サンセット方式
3. 行政が担う役割の見直し（住民との協働、地域への権限移譲）→ 補完性の原則

サンセット・・・太陽（サン）が沈む（セット）ように「期限付け」という手法。例えば3年、5年の期限をつけ、その期限がきたら継続中でも一切取りやめにするという約束を予算査定時に取り決める

補完性の原則・・・個人でできることは個人で行い、できない部分を地域や民間が補完し、地域や民間でできないところを行政が補完するという原則。

5 吉賀町の人口推計

- ◆ 推計では平成 28 年には、総人口 5,825 人となり、平成 21 年 4 月に対比して 17.7% の大幅な減少の可能性
- ◆ 65 歳以上の人口割合も平成 28 年には現行の 37.8% から 43.6% に
- ◆ 総人口は大幅な減少となるが、高齢者数は穏やかな減少となる見込み



吉賀町の年齢構成を年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、高齢者人口（65 歳以上）の 3 区分に分けて推計すると、平成 17 年度からすべての年齢階層で減少となっています。特に年少人口の激減は、本町の将来に不安を抱かせるものです。

また、全体人口が大きく減少するのを受けて、65 歳以上の高齢者人口も減少となりますが、全体人口ほどの急激な落ち込みではなく、高齢者人口そのものは穏やかな減少となるため、その割合は平成 28 年には 43.6% となり、高齢化率は一層高まると推計されています。

6 基本目標と理念

基本目標

本町を取り巻く環境の変化と、これまでの行財政改革の取り組みを踏まえ、第2次行財政改革プランの基本目標を次のとおり定めます。

第2次吉賀町行財政改革プランの基本目標

▶ 住民参画と協働による質の高い行政サービスを目指して

本町は、最上位計画の「吉賀町まちづくり計画」を着実に実行し、将来像である～自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち～を実現させなくてはなりません。

そのためには「参画・協働」、「意識変革」、「経営基盤」の三つの理念が絶対条件であり、それを叶えるための手段として行財政改革を位置づけ、具体目標を「住民参画と協働による質の高い行政サービス」と定めます。

理念1 参画・協働

第1次吉賀町行財政改革においても、住民と行政との協働を推進してきました。この取り組みを継承しつつ、今後さらに進展する地方分権社会に対応するためにも、住民参画と協働によるまちづくりを展開しなくてはなりません。そのためには今以上に積極的に情報を開示し、併せて住民の提言を受ける体系を構築し、行政の公平化、透明性を向上させ、住民と行政の信頼確保を図ることが大切です。

理念2 意識変革

多様化する住民要望にすべて応えていくということは、財政的にも困難であると言わざるを得ません。今後は、住民に真に必要なサービスを、住民が納得する姿で提供できるように目指さなければなりません。

加えて、従来のように前例踏襲、一律削減という手法ではなく、削るところは削り、伸ばすところは伸ばすという視点が大切であり、ここにも住民の理解を得る必要があります。

このように、住民と行政ともども、選択と集中という新しい行政サービスのあり方へ意識変革が求められています。

理念3 経営基盤

これからの基礎的自治体は「経営体」へ転換するといわれています。従来の行政手法は予算消化、前例踏襲の考え方が強く、目標管理や成果による評価は疎かにされていた部分があります。

また、情報公開を唱えつつも、住民が納めた税金が生活の向上にどのように使われたかなどの説明責任も十分ではありませんでした。

今日の急激な変化のなかでの行政経営において、「参画と協働」「意識変革」を展開していくためには、行政経営のあり方を住民と行政職員が共通認識するとともに、これらを実現させる行政経営基盤を速やかに確立する必要があります。経営資源である財源や職員が減少するなかで、職員一人ひとりが明確な目標と熱意を持って、住民のためにという視点で行政執行ができる制度を

構築します。

以上の基本目標と三つの理念を基に、第2次行財政改革プランの方向として、次の五つの視点を導きだしました。

- 視点1 情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革
- 視点2 事務事業の大幅な見直しと民間活力による改革
- 視点3 人材育成を定着させる改革
- 視点4 組織機構の見直しと定員適正化等の改革
- 視点5 財政の健全化

この視点を基に、具体的な実施項目を示したものが、次ページからの第2章「改革のための五つの視点」です

行財政改革推進体制と進行管理

住民意見の反映を図るため、行政改革推進委員会の意見を受け、行財政改革推進本部を中心に、本町の行財政改革に取り組みます。

第2次吉賀町行財政改革プランの実施にあたっては、早急に取り組む必要があり、その開始年度は全ての項目において平成22年度とします。

進行管理と進捗状況報告は第1次吉賀町集中改革プランに倣います。

行政を取り巻く情勢の変化等により、実施計画の項目に変更が生じたときは、その都度行財政改革推進本部において検討し、その取扱を協議します。

第2章 改革のための五つの視点

視点1 情報の共有化と協働のまちづくりを充実させる改革

地方分権の進展にあわせ、自治体の自己決定権が拡大していき、あらゆる分野で情報が共有されます。協働のまちづくりを一層推進するために、次の項目に取り組み、行政の信頼確保の一助とします。

(1) 情報の共有化と説明責任

項 目 名	積極的な情報公開と説明責任の徹底
実 施 概 要	協働のパートナーである住民に対し、わかりやすい行政情報を公開することで、情報の共有化と行政の説明責任を果たします。
実 施 項 目	
①公聴制度の充実	
②出前講座、座談会の充実	
③効率的な情報提供方式の検討	
目 標	<p>①公聴制度の充実 住民の声が行政に反映できる施策として、公聴制度や町長への電子手紙など、公聴制度の一層の充実を図ります。</p> <p>②出前講座、座談会の充実 住民との接点をより深める施策として積極的に取り組みます。出前講座の要望がない、座談会に参加者が少ないなどの問題解決に向けて積極的に取り組みます。</p> <p>③効率的な情報提供方式の検討 役場と家庭を結ぶ情報通信手段は、現状の防災無線と、平成22年度に完成見込みのケーブルテレビの2方式です。住民に対して、あらゆる情報を速やかに、かつ、確実に提供できる体制を構築します。</p>

(2) 住民参画・協働の推進

項 目 名	住民と行政の役割分担の明確化
実 施 概 要	複雑化、多様化する住民要望に対し、経営資源を効率的、効果的に投入していくため、住民と行政の相互信頼のもと、お互いの役割分担を明確にした住民自治活動の推進を目指します。
実 施 項 目	
①協働に対する意識づくり	
②住民活動団体等への活動支援	
目 標	<p>①協働に対する意識づくり 職員の協働意識を醸成させるために研修会等に積極的に参加します。</p> <p>②住民活動団体等への活動支援 住民活動団体等とは住民組織団体、自治組織、ボランティア団体、NPO団体等を指します。協働意識を職員ともども醸成できる施策を展開します。</p>

項 目 名	住民の生命と財産を守る危機管理体制の強化
実 施 概 要	住民の生命、財産を守ることは行政の最重要責務です。緊急事態に備え、住民と行政の協働による危機管理体制を構築します。
実 施 項 目	
①危機管理体制の強化	
目 標	①危機管理体制の強化 住民と行政の協働による危機管理体制の構築を目指します。

視点2 事務事業の大幅な見直しと民間活力による改革

財政状況がますます厳しくなる状況下において、住民に真に必要なサービスを提供するために、施策や事務事業を厳選し、限られた行政資源の効率化に努めます。

(1) 事務事業の見直し

項 目 名	事務事業の評価・仕分け
実 施 概 要	住民満足度の高い行政を提供するために、前例にとらわれず、スクラップ・アンド・ビルド（下記注参照）やサンセット（P6参照）を念頭に事務事業の評価や仕分けを行います。 （注）スクラップ・アンド・ビルド→事業や補助金の見直しを行い、役割を終えていると考えられるものは廃止や縮減（スクラップ）し、それによって生み出された財源を新しい事業（ビルド）にふり向ける手法）
実 施 項 目	
①事務事業評価の実施・公表	
②事務事業の仕分け	
目 標	①事務事業評価の実施・公表 事務事業評価により業務の手段、目的を明確化し、問題点を発見することで指標をもった業務が行えるように研鑽します。結果は町広報等で公表します。 ②事務事業の仕分け 事業を現場の視点で洗いなおすことによって、個々の事業の無駄を発見し、行財政全体の改革に結び付けていけるように、仕分け制度を構築します。

項 目 名	事務事業の効率化
実 施 概 要	業務遂行に費やす時間、経費について経費意識を持ち、職員自らが効率化を考えた業務遂行を図れるように意識改善を図ります。
実 施 項 目	
①提案制度の活用制度構築	
目 標	①提案制度の活用制度構築 常に改革意識を持って仕事をするためには、そのアイデアが実現できるような組織内体系を構築します。

(2) 民間活力の活用

項 目 名	民間委託の推進
実 施 概 要	サービスの向上や経費削減に向け、民間委託を積極的に推進します。
実 施 項 目	
①公共サービス民営化制度の検討	
目 標	①公共サービス民営化制度の検討 行政が行なう全てのサービスについて、民間企業から受託提案を受ける制度を検討します。

視点3 人材育成を定着させる改革

組織全体として効率的な行政経営体系を確立することが重要課題です。そのためには職員一人ひとりの意識改革と能力開発を総合的に推進する必要があります。

これらを踏まえ、「吉賀町人材育成基本方針（平成19年3月策定）」に基づき、職員の意識改革と能力開発に努め、組織力の向上を図ります。

(1) 人材育成

項 目 名	職員研修の充実
実 施 概 要	変革、分権の時代を迎え、職員の資質向上が求められるなか、職員研修を体系立てて実施し、研修をより充実させるよう努めます。
実 施 項 目	
①職員研修の充実	
目 標	①職員研修の充実 平成21年度に策定した研修大綱に基づき、接遇研修、実務研修、職員の職責に応じた研修など、効果的な研修を実施します。

項 目 名	人事評価制度の検討
実 施 概 要	人材育成の観点から、人事評価制度導入の検討を行い、公平で適正な人事評価を行います。
実 施 項 目	
①人事評価制度の検討	
目 標	①人事評価制度の検討 人材育成の観点から、民間企業の経営手法を活用し、職務上の実績、能力、姿勢を重視した人事評価制度の構築を目指します。

視点4 組織機構の見直しと定員適正化等の改革

地方分権の進展に対応し、新たな行政課題や多様な要望に即応した施策を実施するためには、組織機構の合理化が不可欠であり、早急な取り組みが求められています。

また、財政の健全化に留意する上から、定員管理及び給与の適正化を図ります。

(1) 組織機構の見直しと定員管理、給与の適正化

項 目 名	組織機構の見直しと定員管理、給与制度の適正化
実施概要	<p>組織機構は、本町のまちづくり計画を着実に推進していくための基礎であるという認識の下、常に見直しを行います。グループ制の導入なども新たな視点から取り組み、高度な行政サービスが提供できる組織を作り上げます。</p> <p>本庁舎・分庁舎方式についても、住民の利用に最も便利で、かつ、スムーズな事業実施ができるよう検証していきます。</p> <p>さらに、社会情勢や行政要望の変化をつかみ、業務によっては民間委託への転換も考慮しながら、新たな行政課題や主要事業を抱える部門へ計画的配置を行うことで、職員の能力を最大限発揮できる環境をつくります。</p> <p>また、本町の財政状況を考慮し、給与体系見直しや諸手当の廃止に取り組んできましたが、今後も引き続き給与制度の適正化に取り組めます。</p>
実施項目	
①柔軟に対応できる組織機構の整備	
②職員の適正配置	
③定員適正化計画の見直し	
④給与制度の適正化	
⑤常勤・非常勤特別職の給与等の見直し	
目 標	<p>①柔軟に対応できる組織機構の整備 部署によってはグループ制の導入をすることで効率的な業務が見込まれるところがあります。固定観念にとらわれず、柔軟な発想によって本庁舎・分庁舎方式を含めた組織機構を見直します。</p> <p>②職員の適正配置 業務によっては民間委託への転換も考慮しながら、新たな行政課題や主要事業を抱える部門へ計画的配置を行うことで、職員の能力を最大限発揮できる環境をつくります。</p> <p>③定員適正化計画の見直し 第1次集中改革プランでは、職員数を平成26年度に平成17年度対比で総数20パーセント削減する計画でしたが、当時は想定していなかった福祉事務所の設置があり、そのため職員数の検討が必要です。</p> <p>④給与制度の適正化 これまでも給与体系見直しや諸手当の廃止に取り組んできましたが、今後も</p>

	<p>引き続き給与制度の適正化に取り組みます。とりわけ、時間外手当については、枠配分実施や課内の応援体制を構築したり、振替休暇の徹底、工程管理を導入した事務執行などを行うことで手当縮減を図ります。</p> <p>⑤常勤・非常勤特別職の給与等の見直し 合併当初に10パーセント減額を行いました。今後も吉賀町特別職報酬等審議会に諮り、給与及び報酬について見直しを実施します。</p>
--	--

項 目 名	へき地保育所及び小中学校、給食調理場のあり方を検討
実 施 概 要	<p>少子化に伴い、利用者が減少するへき地保育所について、就学前教育の見地や子育て環境のあり方を検討します。同じく義務教育についても再編について検討し、教育環境の整備・充実に向けた取り組みを行います。</p>
実 施 項 目	
	①へき地保育所のあり方を検討
	②給食調理場のあり方を検討
	③小中学校の再編について検討
目 標	<p>①へき地保育所のあり方を検討 保育所の運営を検討する場を設置し、今後のあり方を検討します。</p> <p>②給食調理場のあり方を検討 現在3か所の調理場運営について、今後のあり方を検討します。</p> <p>③小中学校の再編について検討 児童生徒の教育環境の整備・充実を図ります。</p>

視点5 財政の健全化

将来を見据えた構造的収支改善に積極的に取り組み、安定的かつ持続的な財政運営を目指します。

(1) 財政基盤の確立

項目名	財政健全化の推進
実施概要	<p>歳入の約6割を占める地方交付税の平成33年度一本算定移行を控え、新たな財政健全化指針の策定や中期財政計画の公表・活用により構造的収支改善に向けた取り組みを行います。</p> <p>また、財政健全化指針に基づく予算編成手法の見直しや、財政指標の改善に努めます。</p>
実施項目	
①財政健全化指針の見直し	
②財政指標の改善	
③予算編成手法の見直し	
目標	<p>①財政健全化指針の見直し 財政指標等の目標数値を再設定するなど、新たな行財政改革プランの基礎となる財政健全化指針の見直しを行います。</p> <p>②財政指標の改善 安定的・持続的な財政運営のため、新たな財政健全化指針に基づく財政指標の改善に努めます。</p> <p>③予算編成手法の見直し 歳出予算の一部で採用している枠配分方式の検証を行うとともに、行政評価を活用した効率的で有効性のある編成手法を検討します。</p>

項目名	資産・債務改革の推進
実施概要	<p>新地方公会計改革に伴う財務書類4表（貸借対照表、行政コスト（経費）計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の整備・活用等を行い、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を進めます。</p>
実施項目	
①財務書類4表の整備・公表	
②公有財産の有効活用	
目標	<p>①財務書類4表の整備・公表 連結対象会計・団体（各特別会計、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合、鹿足郡環境衛生組合、益田地区広域市町村圏事務組合、島根県市町村総合事務組合、島根県後期高齢者医療連合、(株)サンエム、(株)エポックかきのきむら、(社)吉賀町農業公社、吉賀町土地開発公社）を含む財務書類4表の公表及び活用を行います。当面は総務省方式改訂モデルを基本とし、固定資産台帳の整備とともに資産評価結果の反映を進めます。また、財務会計体系の見直しも含め、基準モデルへの移行についても、検討します。</p> <p>②公有財産の有効活用</p>

	遊休地などの未利用財産や、目的の達成した施設等の売却による資産の圧縮を進めます。
--	--

項 目 名	連結対象会計・団体の健全化
実 施 概 要	財政健全化法の全面施行に伴う、連結対象会計・団体の健全化判断比率の算出・公表を行うとともに、連結財務書類4表の整備・活用による経営分析を行い、連結対象会計・団体の健全化経営に努めます。
実 施 項 目	
①地方公営企業の経営健全化	
②一部事務組合・広域連合の健全化	
③第三セクター等の抜本的改革	
目 標	<p>①地方公営企業の経営健全化 水道事業、下水道事業などの地方公営企業会計について、経営健全化計画の基本方針に基づき、使用料等の見直しや維持管理費の抑制等による収支改善を進めます。</p> <p>②一部事務組合・広域連合の健全化 吉賀町が加入している一部事務組合・広域連合について、連結財務書類4表等を活用した財政運営上の分析を行い、将来にわたる財政負担を把握し、効率的かつ安定的な運営となるよう努めます。</p> <p>③第三セクター等の抜本的改革 吉賀町第三セクター指導調整指針（平成20年3月策定）に基づき、経営状況の点検等を行いながら、必要性や役割の再検討を行い、組織の再編や存廃を含めた抜本的改革を行います。</p>

項 目 名	自主財源の確保
実 施 概 要	安定した自主財源確保のため、町税等の徴収率向上に努め、徴収体制を強化し、積極的な滞納処分を行います。また、受益者負担の適正化及び新規収入源の検討を行います。
実 施 項 目	
①町税徴収体制の強化	
②受益者負担の適正化	
目 標	<p>①徴収体制の強化 全庁で構成する債権共同徴収対策委員会を中心にして、適正な債権管理を行います。</p> <p>②受益者負担の適正化 水道事業、下水道事業使用料などの見直しや、施設等使用料の減免措置の見直しを行い、受益者の適正な負担について検討します。</p>

参考

吉賀町行財政改革策定会議委員

策定会議役職名	所 属	職名	氏 名
リーダー	産業課	主幹	大 庭 克 彦
サブリーダー	総務課	主幹	増 本 健 治
委員	建設水道課	主幹	堀 田 雅 和
委員	柿木地域振興室	主幹	福 原 靖 子
委員	企画課	主幹	城 戸 明 美
委員	保健福祉課	主幹	原 田 貴代士
委員	教育委員会	主幹	深 川 千 恵
委員	総務課	主任	渡 邊 栄 治
委員	税務住民課	主任	落 合 亘
委員	保健福祉課	主任	長 井 友 輝

会議経過

平成 21.09.04	第 1 回吉賀町行財政改革策定会議 (7 人)
平成 21.10.01	第2回 // (9 人)
平成 21.10.08	第3回 // (9 人)
平成 21.10.23	第4回 // (9 人)
平成 21.11.04	第5回 // (10 人)
平成 21.11.11	第6回 // (9 人)
平成 21.11.16	第7回 // (9 人)
平成 21.11.26	第8回 // (6 人)
平成 21.12.02	第9回 // (10 人)